

令和4年第11回 土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和4年11月14日（火） 午後2時
土浦市役所農業委員会室

2 議事日程

- 報告第33号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
- 報告第34号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
- 報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第43号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
- 議案第44号 基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について

3 出席した委員

1番 萩島一郎	2番 飯塚利之	3番 浅野均
5番 柴沼栄	7番 飯島栄	8番 高野三郎
9番 川村剛久	10番 栗原敦子	11番 井沢清
12番 高橋弘一		

4 欠席委員

4番 塙佳樹 6番 管谷幸治

5 説明のため出席した者

事務局長 坂本直親	農地係長 室町直宏	主任 田谷克江
主任 中村裕一	幹張替佑斗	事古和真理奈

6 総会の大要

午後2時20分閉会

議長	<p>只今、出席委員は10名、欠席委員は4番 塙委員、6番 菅谷委員、以上2名です。よって、出席者が過半数を超えましたので総会は成立いたしました。</p> <p>これより、令和4年第11回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、8番 高野委員、10番 粟原委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願ひいたします。</p> <p>なお、発言の際は举手のうえ、指名されてから、起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせて頂きますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>報告第33号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	(報告第33号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第33号については原案通り承認します。
	次に、報告第34号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第34号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第34号については原案通り承認します。

	<p>次に報告第35号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	(報告第35号について議案書のとおり報告)
議長	<p>只今の報告について、質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、報告第35号については原案通り承認します。それでは議案に入ります。</p> <p>議案第43号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。1番萩島委員から説明をお願いします。</p>
萩島委員	<p>1番萩島です。議案第43号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る11月1日、浅野委員、柴沼委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畠2筆 1,072m²で、転用事由は申請地へ太陽光発電設備を設置したい、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。現地確認をしました結果、南側に傾斜しております、土が流れ出るのを防ぐような植物の植栽がありました。調査員の意見としましては、許可相当と判断しました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、萩島委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、議案第43号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は、許可することに決します。</p> <p>次に議案第44号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」を上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」を説明いたします。今月は2件、新規設定です。</p> <p>申請番号1番は解約に伴う耕作者変更です。</p> <p>申請番号2番は新規就農者です。利用目的は花木で、ソテツなどの観葉植物を栽培しています。受人はイベント関係の仕事をし、その飾りつけとなる観葉植物や花木を栽培し、イベント会場の演出や通販での需要を見込んでお</p>

	<p>ります。農機具は揃っており、トラクター、トラック、 Yunbo 等を所有しております。設定期間は、今後の様子を見ていきたいということで 1 年間になつております。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p> <p>申請番号 2 番は何を作るのですか。</p>
萩島委員	<p>先週、受人の方が私の所にみえました。地元に越してきて一年ちょっと、地元の方と交流しながらソテツと観葉植物を育て、自分の事業に利用したり、販売したりということで伺っていました。元々、事務局に問い合わせたときに、農地を買えないかという話があったと聞き、農業をやっている方ではないので変な転用目的があるのではないかと気になっていました。現地調査をして、イベントに使うのではないかと話していました。受人の方が地元の方と一緒にみえて、地元の方に手伝ってもらいながら観葉植物を増やしていて、土地を所有したいというのもそこにハウスを建て、寒さに弱いものもそこで育て、自分の事業でイベントの装飾などに使ったり、ネット販売をしていきたいというお話をしました。転用目的で農地が欲しいのではないと本人は言っていました。周りの方と良い関係を築きながらやっていきたいというのが現状です。</p>
議長	<p>何歳ぐらいの方ですか。</p>
萩島委員	<p>35 歳ぐらいです。イベントがコロナで縮小していたので、バイクや車を扱っていて、いろいろやりうるやうなので注意して話を聞いていました。コロナが収まってきたらそっちの事業は閉めて、植物の方に力を入れたいと言っていました。</p>
議長	<p>どうでしょうか。また様子を見るということですか。</p>
萩島委員	<p>そうです。事務局に相談がきて、買うのは無理なので 1 年ぐらい利用権設定してやってみてはと話があったそうなので、結果を出せば進められるのではないかでしょうかと答えました。</p>
議長	<p>ここでは 1 年間の利用権設定が組まれていますが、作るものによっては、ソテツを作るとなっていますが。</p>
萩島委員	<p>ソテツなど 1 年で大丈夫なものもあるので、売れるまで行かなくてもらちゃんと管理しているとか、地元の方々がそこで作業されている様子があれば、</p>

	営農されている意思があると判断できるのかなと思います。近くなので、気を付けながら見るようにはします。
議長	どうですか。
井沢委員	本人がやる気があれば。
議長	1年できちんとやっているかどうか様子を見るということでいかがでしょ うか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第44号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」は許可することに決します。 以上で、令和4年第11回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議 ありがとうございました。

令和4年11月14日

議長

署名人

8番

10番